

## 静岡県立静岡がんセンター公的研究費職務分掌規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文部科学省及び厚生労働省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」において要請されている事項を踏まえ、静岡県立静岡がんセンターにおける公的研究費にかかる経理等に関する職務分掌を定めるものとする。

(職務分掌)

第2条 科学研究費助成事業（科研費）に関する経理等は、総務課、管理課及び研究所事務職が担当し、下表のとおりとする。

< 表1 発注等 >

職務分掌	担当
①発注等にかかる決議書の起案	研究所事務職
②起案書類の確認	総務課研究推進班、管理課経理班
③決裁	財務会計規程の例による

< 表2 納品確認等 >

職務分掌	担当
①納品確認及び検収	研究所事務職
②検収立会	総務課研究推進班

< 表3 支出等 >

職務分掌	担当
①支出にかかる決議書の起案	研究所事務職
②支出にかかる証憑書類の確認	総務課研究推進班、管理課経理班
③決裁	財務会計規程の例による

2 日本医療研究開発機構（AMED）委託研究開発費、厚生労働科学研究費補助金（厚労科研費）その他の公的研究費に関する経理等は、総務課、管理課及び診療科秘書が担当し、下表のとおりとする。

< 表4 発注等 >

職務分掌	担当
①発注等にかかる決議書の起案	総務課研究推進班
②起案書類の確認	総務課研究推進班、管理課経理班
③決裁	財務会計規程の例による

< 表5 納品確認等 >

職務分掌	担当
①納品確認及び検収	診療科秘書
②検収立会	総務課研究推進班

< 表6 支出等 >

職務分掌	担当
①支出にかかる決議書の起案	総務課研究推進班
②支出にかかる証憑書類の確認	総務課研究推進班、管理課経理班
③決裁	財務会計規程の例による

(責任)

第3条 前条の区分による担当者は、自らの職務分掌の行使又は不行使の結果について責任を負わなければならないことを十分に認識し、確実にその職務を遂行しなければならない。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月31日から施行する。